

外貨預金共通規定 新旧対照表

現行	改正後
<p>2. (外貨預金の取扱い)</p> <p>(1)～(2)【現行どおり】</p>	<p>2. (外貨預金の取扱い)</p> <p>(1)～(2)【現行どおり】</p> <p><u>(3)外貨預金は外貨現金による預入れまたは払戻しはできません。</u></p>
<p>3. (預金の払戻し)</p> <p><u>(1)預金者が外貨預金勘定から当該外貨現金により払戻すよう請求した場合でも、当行の都合により外貨現金または当行所定の換算相場により換算した当該外貨現金相当の円貨、またはそれらの組合せのいずれをもって支払うことができるものとしします。</u></p> <p><u>(2)外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外貨現金の入手が困難な場合も、前項と同様とします。</u></p>	<p>3. (預金の払戻し)</p> <p><u>現金による預金の払戻し依頼については、当行所定の換算相場により換算した当該外貨金額相当の円貨をもって支払います。</u></p>

外貨普通預金規定 新旧対照表

現行	改正後
<p>2. (口座への受入れ)</p> <p>(1)この預金に受入れできるものは次のとおりです。</p> <p>①円貨現金および外貨現金</p> <p>②～③【現行どおり】</p> <p>(2)～(4)【現行どおり】</p>	<p>2. (口座への受入れ)</p> <p>(1)この預金に受入れできるものは次のとおりです。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②～③【現行どおり】</p> <p>(2)～(4)【現行どおり】</p>

外貨普通預金規定(通帳省略口) 新旧対照表

現行	改正後
<p>4. (口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。</p> <p>①円貨現金および外貨現金</p> <p>②～③【現行どおり】</p> <p>(2)～(4)【現行どおり】</p>	<p>4. (口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②～③【現行どおり】</p> <p>(2)～(4)【現行どおり】</p>
<p>9. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章</u>を持参のうえ、口座開設店へ申出てください。</p> <p>(2)～(3)【現行どおり】</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、<u>通帳および届出の印章</u>を持参のうえ、口座開設店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>9. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章を持参のうえ、口座開設店へ申出てください。</p> <p>(2)～(3)【現行どおり】</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、口座開設店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

以上